

🔥令和8年1月1日から🔥 林野火災注意報・警報の運用が始まります

本年 2 月 26 日に岩手県大船渡市で発生した林野火災は、短時間に広範囲に延焼拡大し、約 3,370ha の範囲に延焼し、死者 1 名のほか 226 棟の建物に被害を生じました。

本市においても、昨年 12 月 26 日に西原地区飯尾地内で発生した林野火災では鎮火に至るまで 9 日間を有し、多くの関係機関が連携し消火活動にあたりました。

昨今の林野火災の多発により、上野原市火災予防条例の一部が改正され、屋外で行う火の使用制限（たき火など）について、今までの火災警報のほか、新たに林野火災注意報・警報が規定されます。

内容については以下のとおりです。

★ 注意報の発令時：屋外での火の使用は控えてください（努力義務）

★ 警報の発令時：屋外での火の使用はできなくなります（義務）

※上野原市で行為をする全ての方に該当します

消防署に火災とまぎらわしい行為の届出を提出された方も該当します

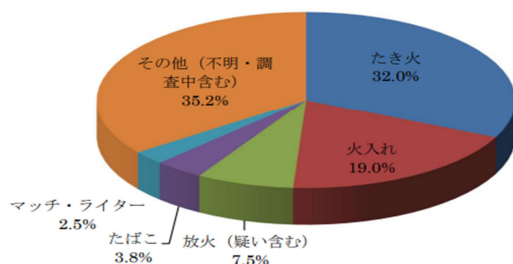
※対象期間は「1 1 月から 5 月」となります

© 市民の皆様には林野火災予防にご理解とご協力をお願いします



林野火災は他人事ではありません！

林野火災の出火原因（令和 5 年中）



上野原市の約 82% は森林です。

火事が起こる前にみんなで防ぎましょう！！

「ふるさとの 山を守ろう 火の手から」

（令和 7 年全国山火事予防運動統一標語）

～お問い合わせ～

上野原市消防本部

消防総務課 予防担当

TEL：0554-62-4671